資料 4

が ん対策推進協議会運営規程

(平成十九年四月 日 がん対策推進協議会決定)

に基づき、この規程を制定する。 が ん対策推進協議会令 (平成十九年政令第七十六号) 第六条の規定

(会議)

第一条 が 招集する。 :ん対策推進協議会(以下「協議会」という。)は、 会長が

- 2 会長は、協議会を招集しようとするときは、あらかじ とする。 場所及び議題を委員及び議事に関係のある専門委員に通知するもの め、 期 日、
- 3 会長は、 議長として協議会の議事を整理する。

(会議の公開

第二条 とすることができる。 認めるときその他正当な理由があると認めるときは、 とにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると二条。協議会の会議は、公開とする。ただし、会長は、公開するこ 会議を非公開

2 会長は、会議における秩序の維持の など必要な措置をとることができる。 いため、 傍聴人の 退場を命ずる

(議 事録)

第三条 ものとする。 協議会に おける議事 は、 次の事項を含め、 議事録に記載する

- 出席した委員及び専門委員会議の日時及び場所 の氏 名
- 議事となった事項
- 2 ゕ 議事録は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公 つ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき

その他正当な理由があると認めるときは、 非公開とすることができる。 議事録の全部 又は 部

を

するものとする。 会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、

3

(委員会の設置)

第四条 会長は、必要があると認めるときは、 を設置することができる。 協議会に諮って委員会

- 委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 長が指名する。 委員会に委員長を置き、当該委員会に属する委員のうちから、 会

3 2

- 委員長は、当該委員会の事務を掌理する。
- 委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員のうち から

5

4

(雑則

第五条 この規程に定めるもの し必要な事項は、 それぞれ会長又は委員長が定める。 0) ほ か、 協議会又は委員 会の 運営に関